

令和8年6月17日

次世代育成支援対策推進法に基づき、「くるみん認定企業」の認定を行いました。



「くるみん認定」とは、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、子育て支援に関する取組が一定の要件を満たした場合、申請により「子育てサポート企業」として認定を行う制度です。

今般、セイカ株式会社様を、「くるみん認定」企業に認定し、認定通知書を交付いたしました。

くるみん認定や次世代育成支援対策推進法に関するお問い合わせは和歌山労働局 雇用環境・均等室まで

(TEL：073-488-1170)

セイカ株式会社

【認定日】 令和 8 年 6 月 17 日



【事業所概要】

- ・ 所在地：和歌山県和歌山市
- ・ 業種：化学製造業
- ・ 労働者数：201人（うち女性18人）
- ・ <https://waseika.com/>

行動計画について

1 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

2 目標・取組内容

- 【目標】
- ・ 一般職全体の月平均時間外勤務を12時間以内とする。（約 3 割削減）
 - ・ 管理職全体の月平均時間外勤務を24時間以内とする。（約 5 割削減）
 - ※各部署別にそれぞれ目標を設定する。
- 【達成状況】
- ・ 一般職全体の月平均時間外勤務…6.49時間（約 6 割削減）
 - ・ 管理職全体の月平均時間外勤務…14.94時間（約 7 割削減）

主な取組について

認定基準（抜粋）		達成状況
認定基準 5	次の（１）又は（２）のいずれかを満たしていること。 （１）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上であること。 （２）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率及び企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて50%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。 ※（１）又は（２）について、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。	◎達成◎ （１）男性労働者の育児休業等取得率 <u>40%</u>
認定基準 6	計画期間における、女性労働者及び育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。	◎達成◎ 女性労働者の育児休業等取得率 <u>100%</u> （育児休業の対象となる女性有期雇用労働者は該当なし）
認定基準 8	次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ①男性の労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	◎達成◎ ③在宅勤務制度の導入



認定基準1～10をすべて満たし、くるみん認定を取得

【認定企業様からのコメント】

今回くるみん認定を受けることができ、大変うれしく思います。社員の皆さんと一緒に取り組んできた証です。

これからも活動を継続し、より働きやすい職場、より良い会社を作っていきたいと思います。